

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて

1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置

国の基本方針では、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの整備を図るため、「平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する」ことが示され、市の第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画においても重点施策として定められている。

2 生活支援部会の経緯

(1) 退院促進支援部会としての発足

平成20年度、主に精神科病院からの退院促進を支援するための組織として、退院促進支援部会が発足した。

(2) 地域生活支援部会への改称

平成24年度、同部会において、精神科病院からの退院だけでなく、身体・知的障害者が地域で生活することについても検討するようになったことを受けて、部会の名称を「地域生活支援部会」に改称した。

3 地域生活支援部会から「(仮称)松戸市精神障害者地域生活支援ネットワーク」への改組

松戸市では、協議の場の設置にあたり、「地域生活支援部会」の活動内容が、この協議の場に求められているものを包含していることから、この生活支援部会を発展的に解消し、(仮称)「松戸市精神障害者地域生活支援ネットワーク」として改組することとした。

4 平成31年度以降の「(仮称)松戸市精神障害者地域生活支援ネットワーク」の活動

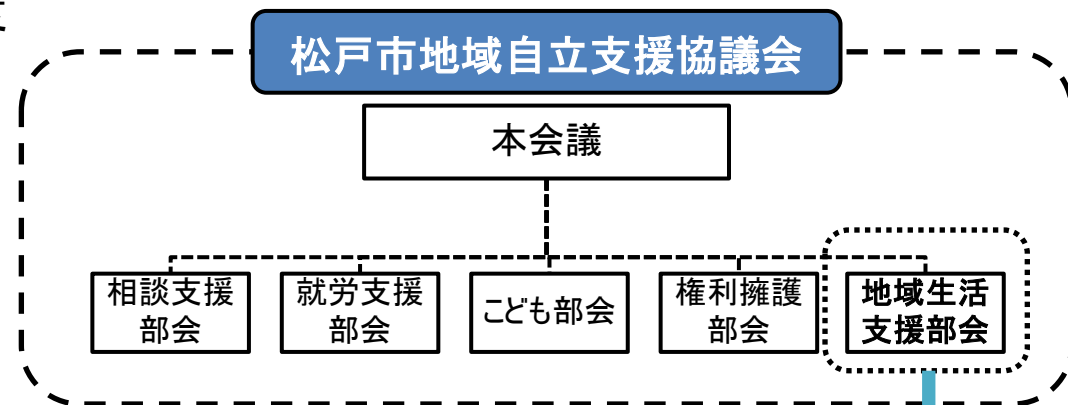
委員は、地域生活支援部会の部会員が引き続き務める。

検討内容は、これまでどおり精神障害に限定せず3障害を含むものとし、検討していた議題も引き継いで活動していく。

会議内容については、これまでと同様、地域自立支援協議会本会議の場で報告する。

地域生活支援部会から(仮称)松戸市精神障害者地域生活支援ネットワークへ(イメージ図)

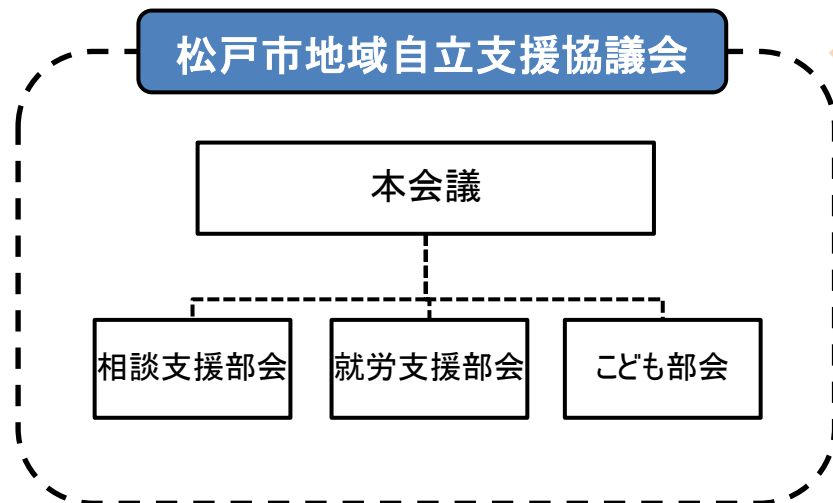
◆～平成30年度



独立・改組



◆平成31年度～



報告

(仮称)松戸市精神障害者地域生活支援ネットワーク

